

(答弁書第八十七号) 昭和二十二年十月二十三日配付

内閣参甲第一〇〇号

昭和二十二年十月二十一日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員油井賢太郎君提出織物價格改訂による差益金に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員油井賢太郎君提出の、織物價格改訂による差益金の質問に關する答弁書

一、差益金の追加予算計上金額は各業種の在庫數量、昨年三月の價格改訂による差益徴收金額等の資料より目下算定中である。

二、國家財政の現況に鑑みて、本年七月價格差益處理規則が改正され、生産業者については新旧統制額の差額の三分の二を販賣業者についてはその五分の四を價格差益として國庫に徴收することとなつており、一般會計の歳入となるものである。從來差益の二分の一は價格平衡資金として原材料の値上り等原價の昂騰による損失の補填に支出が認められてきたが、その制度は廢止されたわけである。但し已むを得ない原價の昂騰による損失については、重点的に緊要品目に限つて、亘つ嚴正に審査の上、國庫より予算を通じて補填することを考慮している。

三、政府としては、目下の処織物業者に対し、既往に遡つて國庫より補償金を支拂う予定はない。

但し昨年三月の纖維關係の價格改訂により生じた差益のうちその半額は、價格平衡資金として積立て

られ、物價廳長官の認可を受けて纖維價格平衡資金運用委員會の協議を経て、生産費の補償に支出することになっており、このため約九億円の支出を予定しているが、現在迄の平衡資金の入金額約五億円であり、内約二億円が既に支出されている。

なお、價格差益の徴収に当つては、生産者については原價の昂騰を補填する意味で新旧統制額の差額の三分の一の控除を認めているがなお実情に著しく沿わない場合は、緊要な業種に限つて、嚴正な調査のうち差益の徴収上輕減を考慮する方針である。